

高山市上下水道事業管理規程第2号

高山市給水条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年8月7日

高山市長 田 中 明

高山市給水条例施行規程の一部を改正する規程

高山市給水条例施行規程（平成 9 年高山市水道事業管理規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（給水装置の新設の申込み） 第 3 条 給水装置を新設しようとするときは、<u>給水装置設計施工申請書</u>（別記様式第 1 号）により申し込まなければならない。 2 （略） （給水装置の増設等の申込み） 第 4 条 給水装置の増設、改造、修繕又は撤去をしようとするときは、<u>給水装置設計施工申請書</u>（別記様式第 1 号）により申し込まなければならない。 2 （略）	（給水装置の新設の申込み） 第 3 条 給水装置を新設しようとするときは、<u>給水装置工事申請書</u>（別記様式第 1 号）により申し込まなければならない。 2 （略） （給水装置の増設等の申込み） 第 4 条 給水装置の増設、改造、修繕又は撤去をしようとするときは、<u>給水装置工事申請書</u>（別記様式第 1 号）により申し込まなければならない。 2 （略）

別記様式第1号(第3条・第4条関係)

お客様番号

量水器番号

給水装置(新設・宅内新設・改造・臨時)設計施行申請書

組合受付番号

No.

受 付 年 月 日		位置図(配水本管、メーター位置、方位図示)	玄関↑メーター位置●		道路横断面図(配水本管径、管種、土被り、分水、方位図示)				
受付番号 第 号									
竣 工 年 月 日									
給水装置場所 高山市 番地									
給水使用者 現 在 地 氏 名 TEL									
土地所有者 住 所 氏 名 TEL		住宅地図 P 二 二 設計図(分水平面図、給水平面図、給水立体図)	用途区分 1一般家庭 7臨時 2営業用 8共同住宅 3工業用 9私設消火栓 4官公庁学校10備 案 5公衆浴場 11集合住宅 6その他		道路名				
家屋所有者 住 所 氏 名 TEL									
契 約 書 第 号 高地区、既設管、3随直圧、その他									
メーター口径 ㏍ ㏍									
指定給水装置工事事業者名(住所・電話)									
給水装置工事主任技術者名									
決裁	水道技術 管 理 者					主 務	合 議	係 長	課 長

給水装置工事申請書

（あて先）高山市長

水道事業者記入欄

受付番号	年度第号	受付年月日	年 月 日
------	------	-------	-------

指定給水装置工事事業者記入欄

工 事 場 所					
申込者 住 所 Ⅰ Ⅱ フリガナ 氏 名 電 話 私は、高山市給水条例その他高山市長が定める規程に同意し、工事を申し込みます。 また、本申請に関する利害関係人その他の者から異議があった場合、申込者の責任において処理します。 この工事の施行について、次の指定給水装置工事事業者に、下記事項を委任します。					
1 給水装置工事の申込み及び施行に関すること。 2 本件で必要な費用の納付、追徴及び還付金に関すること。 3 本件で必要な関係書類の提出及び受理に関すること。					
指 定 給 水 装 置 工 事 事 業 者	指 定 番 号	第 号			
	住 所	Ⅰ Ⅱ			
	事 業 者 名				
	代 表 者				
	電 話				
	給水装置工事 主任技術者 氏 名	免状交付番号 第 号			
工 事 種 別	☐ 新設 ☐ 改造 ☐ 撤去				
給 水 方 式	☐ 直結直圧 ☐ 直結増圧 ☐ 受水槽				
建 物 用 途	☐ 自己住居 ☐ 建売住宅 ☐ 貸家 ☐ 共同住宅（戸） ☐ 店舗 ☐ 事務所 ☐ 工場 ☐ その他（ ）				
同意承諾関係	分岐承諾書	☐ 有 ☐ 無	土地使用承諾書	☐ 有 ☐ 無	
	その他承諾書	☐ 有 ☐ 無	誓約書	☐ 有 ☐ 無	
工 事 完 了 予 定 日	年 月 日				
メー ター	取付けメーター				
	取外しメーター				
備考欄			メーター口径	Φ mm	
			メーター番号	Ⅱ	

水道事業者記入欄

審査承認日	年 月 日	検 査 日	年 月 日			
水 栓 番 号						
備考欄	決裁	水道技術管理者	主 務	合 議	係 長	課 長

関係図面等

水栓番号

<u>位置図（配水本管、メーター位置、方位図示）</u>	<u>設計図（分水平面図、給水平面図、給水立体図）</u>
<u>住宅地図 P 二 二</u>	
<u>玄関↑メーター位置●</u>	
<u>道路横断面図（配水本管径、管種、土被り、 分水、方位図示）</u>	

附 則

この規程は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。